

学校危機管理マニュアル

枚方市立藤阪小学校

改訂履歴			
改訂 1	令和 6 年 4 月 1 日	改訂 4	年 月 日
改訂 2	令和 7 年 5 月 1 日	改訂 5	年 月 日
改訂 3	年 月 日	改訂 6	年 月 日

【本マニュアル策定の目的及び法的根拠】

本マニュアルは、本校における事故、加害行為、災害等から児童及び教職員の安全の確保を図ることを目的として、学校保健安全法第 29 条第 1 項に定める「危険等発生時対処要領」として作成する。

も く じ

1. 危機管理の基本方針	2
2. 危機管理マニュアルの運用	4
◆ 教職員・関係者等への周知について	
◆ マニュアル保管場所・保管方法	
◆ マニュアルの見直しと改善	
3. 危機の未然防止	5
◆ 平常時の危機管理体制	
◆ 安全点検	
◆ 危険箇所の分析・管理・改善	
4. 各危機事象への対応	7
◆ 基本的な緊急対応	
◆ 校内への不審者侵入への対応	
◆ 授業中の事故への対応	
◆ 校外活動中の事故への対応	
◆ 熱中症への対応	11
◆ プール事故への対応	
◆ 光化学スモッグへの対応	
◆ 食物アレルギーへの対応	
◆ 雷への対応	
◆ 弾道ミサイルの発射への対応	
◆ 地震への対応	20
◆ 火災時の対応	
◆ 台風や風水害(大雨・暴風・洪水等)への対応	
5. 基本的な避難の場所・経路・役割	26
◆ 避難場所	
◆ 避難経路	
◆ 担当・役割分担	
6. 学校安全計画	28
7. 非常災害時の職員の配備体制について	29
◆ 教職員の安否確認	
◆ 緊急時の連絡先一覧	

1. 危機管理の基本方針

《本校における危機管理の基本原則》

本校における危機管理は、以下の事項を基本原則として執り行う。

- 児童の生命、安全の確保を第一とする。
- 指揮・命令、報告・連絡の徹底を図り、学校全体として組織的な対応を行う。
- 地域、保護者や関係機関と密接な連携を図り、一体となって対応する。

本マニュアルに定めのない事態が発生した場合などは、個々の状況・場面に応じて、この基本原則に則って最も適切と考えられる措置を講ずる。

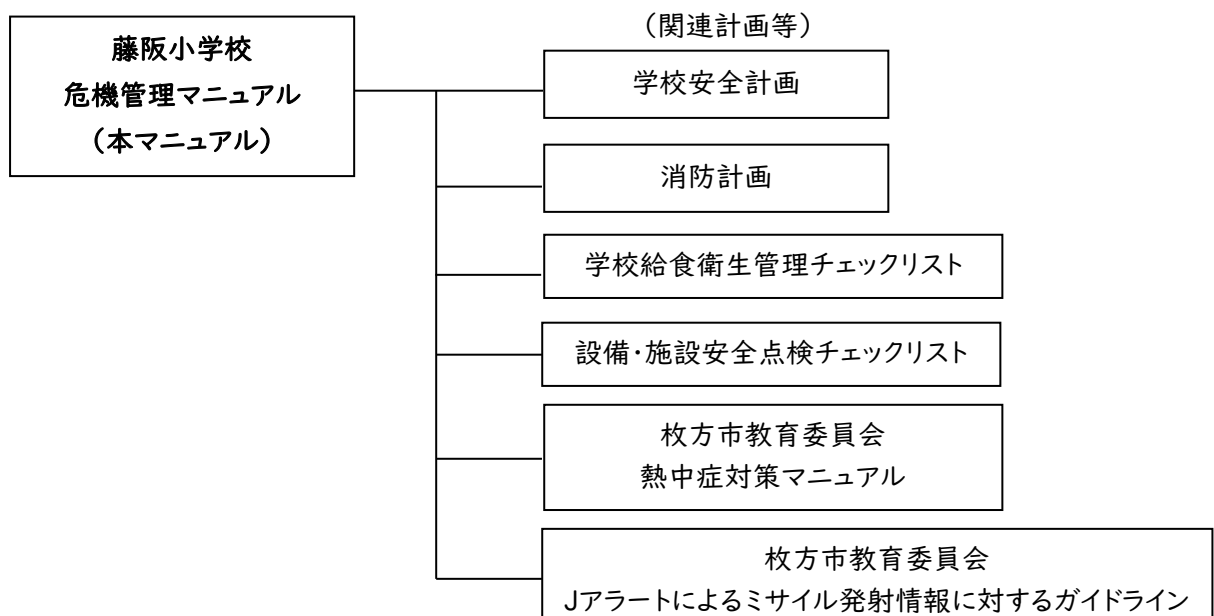
《危機管理のポイント》

- 児童及び教職員の安全を確保するため、最大限の努力をする。
- 学校と児童、保護者、関係機関との信頼関係を保つ。
- 指揮命令系統を管理職に一本化し、組織的に、迅速・的確な対応を行う。
- 最悪の事態を想定し、被害等を最小限に留めるための対応を図る。

《本校における危機管理の基本方針》

- 危機発生に備え、本マニュアルに従って危機管理の体制を整えるとともに、訓練・研修等を通じて、各自の役割分担や緊急時の対応要領を習熟する。
- 学校の施設・設備、地域の実情等を十分に把握し、そこから想定される様々な危機を想定した危機管理体制を構築する。
- 教育委員会、警察・消防等の関係機関、保護者（PTA）、地域住民等との連携を図る。
- 危機の対応に当たっては、児童や教職員の命を守ることを最優先とし、危険をいち早く予測・予見して、危機の発生を未然に防ぐ。
- 万が一、危機が発生した場合は、拙速であっても迅速に対応し、被害を最小限に抑える。
- 危機が収束した後は、再発防止と教育再開に向けた対策を講じるとともに、被害に遭った児童やその保護者等への継続的な支援を行う。

《本マニュアルと他の安全関連計画・マニュアル等の関係》



【本校の防災リスクと周辺環境について】

本校は枚方市東部、JR 学研都市線藤阪駅の西側、穂谷川近くの藤阪南町に位置している。地域は平坦な土地が広がっているが、東部には丘陵地帯も存在し、周囲には淀川の支流が流れている。このため、豪雨や台風による洪水や土砂災害のリスクが高い。特に梅雨や夏から秋にかけては、これらのリスクが顕著となる。

枚方市の防災マップによると、穂谷川が氾濫した場合、本校 1 階部分が浸水する可能性が高いため、緊急時には 3 階以上への避難が必要である。また、穂谷川が決壊した場合、本校は第 1 次避難所としては機能せず、藤阪南町 1～3 丁目の住民は田口山小学校や菅原小学校に避難することとなっている。

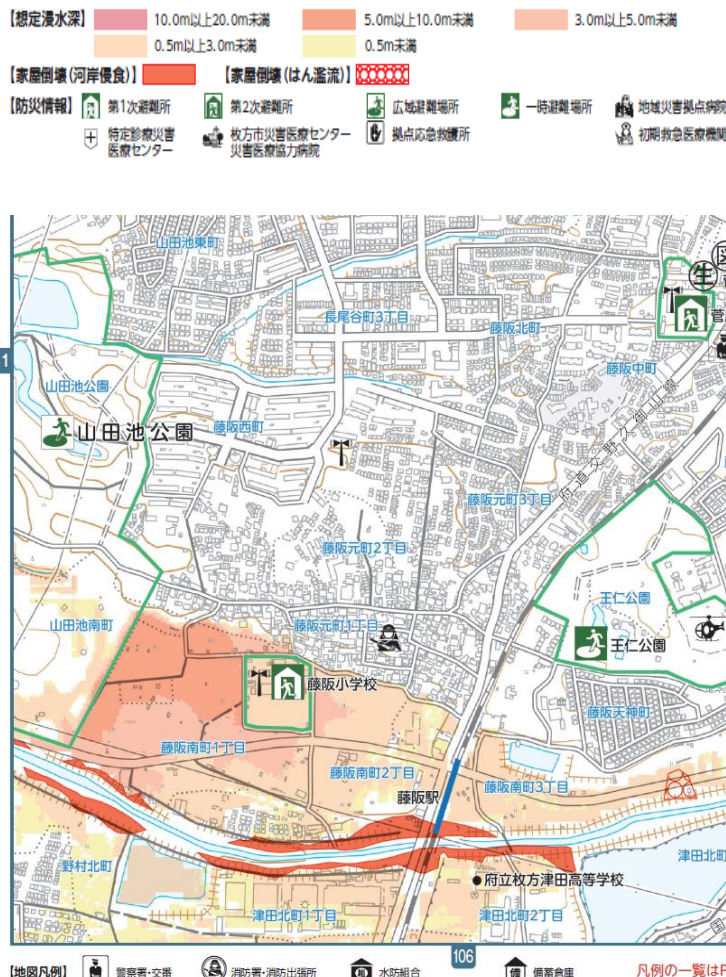
周辺には、広域避難場所として指定された山田池公園や王仁公園があり、王仁公園には災害時用のヘリポートが整備されている。

また、本校周辺は地震の影響を受けやすい地域であり、地震発生時の揺れに対する備えも必要である。

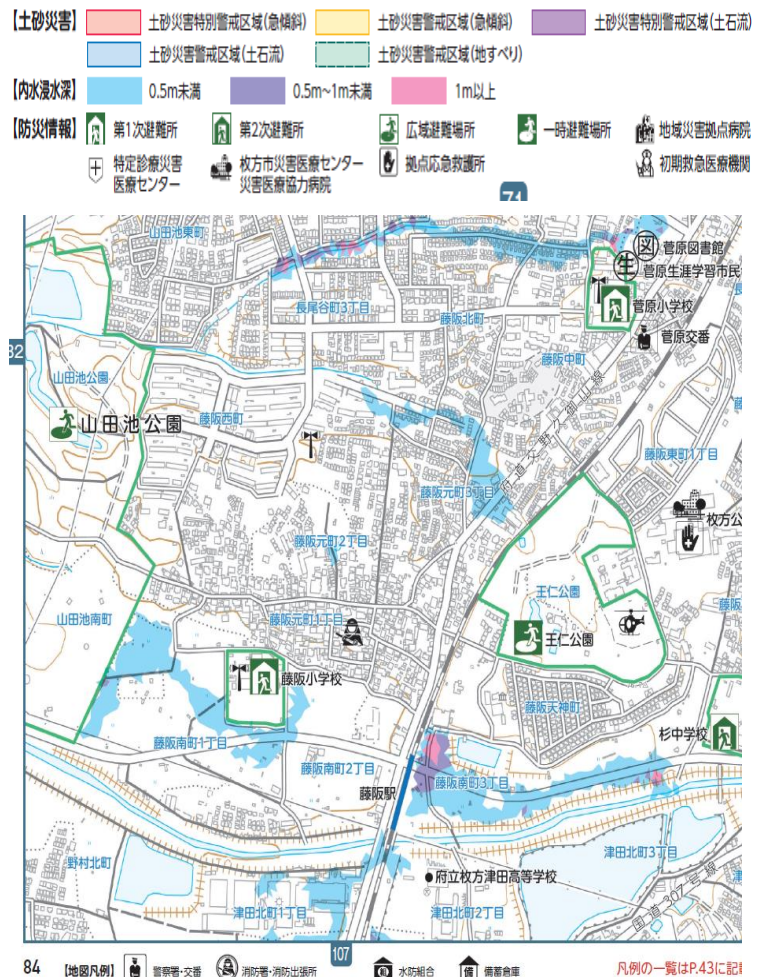
医療面では、周辺に高井病院（整形外科）、中村病院（内・外科）、枚方公済病院（内科）が位置しており、緊急時には迅速な対応が可能である。さらに、消防活動については、藤阪元町 1 丁目に消防団車庫が、津田北町には枚方東消防署が位置しており、緊急時には迅速に対応できる体制が整っている。

以上のような防災リスクを踏まえ、地域と連携した備えが必要である。

洪水ハザードマップ



内水・土砂災害ハザードマップ



2. 危機管理マニュアルの運用

◆ 教職員・関係者等への周知について

(1) 教職員の共通理解促進

本校の全ての教職員（臨時的任用・非常勤を含む。以下同じ。）に対し、本マニュアルに定める事項を周知徹底するとともに、学校安全への意識高揚を図る。

周知方法

年度当初に、担当者から職員会議等で周知する。

※臨時的任用・非常勤の教職員にもマニュアルを回覧し、周知する。

周知・確認内容

＊本マニュアルに定める事項全般

＊各教職員の役割

(2) 児童への周知

各種防災訓練、防災に関する学習において、本校で想定される事故・災害等の未然防止や事前の備え、事故・災害等の発生時に取るべき行動について、主体的に考えられるように指導する。

(3) 保護者への周知

保護者には、ブログに掲載し、本マニュアルを周知する。

◆ マニュアル保管場所・保管方法

本マニュアルの保管場所・保管方法は、以下のとおりとする。

電子データ	共通サーバーフォルダ内
印刷製本版	＊職員室配備：2部 本マニュアルは職員室前にぶら下げて緊急時にすぐに確認できるようにする。 ＊非常持ち出し用：1部

◆ マニュアルの見直しと改善

下記の表に示すタイミングで本マニュアルの見直しを行い、継続的にこれを改善することで、本校の学校安全の継続的な向上を図る。

定例見直し	＊毎年度当初、及び人事異動があったとき ＊各種訓練・研修等を実施した後 ＊関係機関と協議したとき
随時見直し	＊枚方市の地域防災計画、国民保護計画など、関係機関の関連計画・マニュアル等の改訂があったとき ＊各種ハザードマップの改訂、近隣における事故・犯罪の発生など、起こりうるリスクに関する情報の変更があったとき ＊先進学校の情報、その他マニュアルの見直し・改善に役立つ情報を入手したとき

3. 危機の未然防止

◆ 平常時の危機管理体制

校長は、学校における危機管理の最高責任者として、日常の安全管理・安全教育を推進するため、危機管理体制を確立し、事故・災害等の未然防止及び発生に備えた対策を取りまとめる。

教頭および安全担当教諭は、校長の指示に基づき、事故・災害等の未然防止及び発生に備えた対策を推進する。教務主任、学校事務職員、養護教諭をはじめとする各教職員についても日常の安全管理・安全教育を担い、全員体制で日々の取組を推進していく。

① 校内体制等の定期的な点検

- ・担任・担当が児童の学習の場から離れる必要が生じた場合には、隣接の教職員に声をかけ、児童の状況把握を行う教職員相互の協力体制をとる。
- ・毎月 1 回の安全点検を、防犯の立場からも実施する。

② 来校者の確認

- ・来校者は、インターホンで氏名・用件を確認し、職員室で受け付ける。
- ・来校者に対しては、教職員が進んで挨拶し、必要に応じて案内する等の応対をする。

・【通常時の警備体制(門の管理)について】

1 登校時

- (1) 原則として朝の開門は8時00分(正門のみ)。
- (2) 登校時は正門を開放。なお、児童へは登校時刻等について、次の点を指導する。
 - ＊ 通常の授業時は、8時00分～8時15分の間に登校すること。
 - ＊ 遅刻して門が閉まっている場合は、通用門から入り、職員室へ行くこと。
 - ＊ 遅刻・欠席する場合は、学校に連絡すること。
- (3) 正門指導(8時00分～8時25分)
 - ＊ 正門で児童の登校を見守る。(教職員から挨拶・声かけをすること。)
 - ＊ 8時30分に施錠。その際、児童の安全に十分配慮し、安全を最優先すること。

2 授業時・休憩時

- (1) 門は施錠している。ただし、正門横の通用口を解錠しておき、ここを出入口として使用する。
- (2) 来校者は、職員玄関において受付簿記入と来校者カードを着用後、職員室に来室するよう依頼する。
 - ※ 来校者用に対しては、正門横及び職員玄関に案内の為の掲示あり

3 下校時、放課後

- (1) 下校の際は、正門横の通用口から下校させる。
- (2) 来校者については、授業時と同様。

③ 校内巡視と学校施設の安全確認

- ・職員室から教室への行き帰りも、校内巡視の一つと位置づけて取り組む。
- ・教職員の動線からはずれる場所については、共通理解を図り、校内巡視を行う。
- ・児童登校後、正門を閉める。校舎の出入口を一カ所とする。
- ・鍵の管理体制を徹底する。

④ 近隣校や地域・関係機関との連携

- ・不審者や事件・事故の情報については、他校種近隣の学校、幼稚園等と、日頃から情報交換が行える体制を整えておく。
- ・地域や警察等関係機関との連絡体制を日頃から整えておく。

⑤ 児童への理解

- ・自らの安全を守る力を育てることができる参加体験型学習等を計画的、継続的に行う。

◆安全点検

① 施設及び設備等

安全点検の種類	時間・方法等	対 象
定期点検	毎月1回 教職員全員が組織的に実施	児童が使用する運動場、遊具、教室、特別教室、廊下、階段、トイレ、手洗い場 など
	年2回 業者委託	消防設備
臨時点検	必要があるとき ・運動会などの学校行事の前後 ・暴風雨、地震などの災害時	必要におうじて点検項目を設定
日常点検	毎授業日ごと	児童が最も多く活動を行うと思われる箇所

② 非構造部材の点検

天井、照明器具、窓ガラス、外壁、内壁、放送機器や空調室内機等の設備機器、テレビ、収納棚、ピアノなどについて、枚方市教育委員会と連携し、年1回点検を実施する。

③ 通学路の安全点検

- ・学期に1回、地区児童会後に、教職員が児童に付き添って通学路の安全点検を行う。
- ・必要に応じて、年度初めに枚方市の交通対策課や交野警察署と連携して、通学路の安全点検を行う。

◆危険箇所の分析・管理・改善

把握した危険箇所について、校内にて対応可能なものは速やかに改善措置を取る。校内のみでの対応が困難なものについては、以下の方針で分析・改善を行う。

① 危険箇所をそのままにした場合に起こり得る事故・被害を具体的に想定する。

- ・児童の振る舞い、行動を分析する(横断時の左右未確認、一時不停止等)。
- ・大勢での移動、車椅子での移動など、多様な条件が存在することに留意。

② ①の想定結果が重大なものから優先的に対応を取る。

【物理的対策】

例：業者に依頼して緊急修理、転落防止の防護策の設置、外灯の設置、植栽の剪定依頼等

【人的対策】

例：スクールガード等の見守り活動、警察の協力を得た重点的な交通安全キャンペーン等

【児童等への指導・連携】

例：特に注意して横断すべき箇所、犯罪発生危険箇所に対する重点的な街頭指導、PTA・地域と危険箇所についての共通認識をもつ等

※枚方市の教育委員会や交通対策課、交野警察署に報告、相談を行い、改善していく。

4. 各危機事象への対応

◆ 基本的な緊急対応

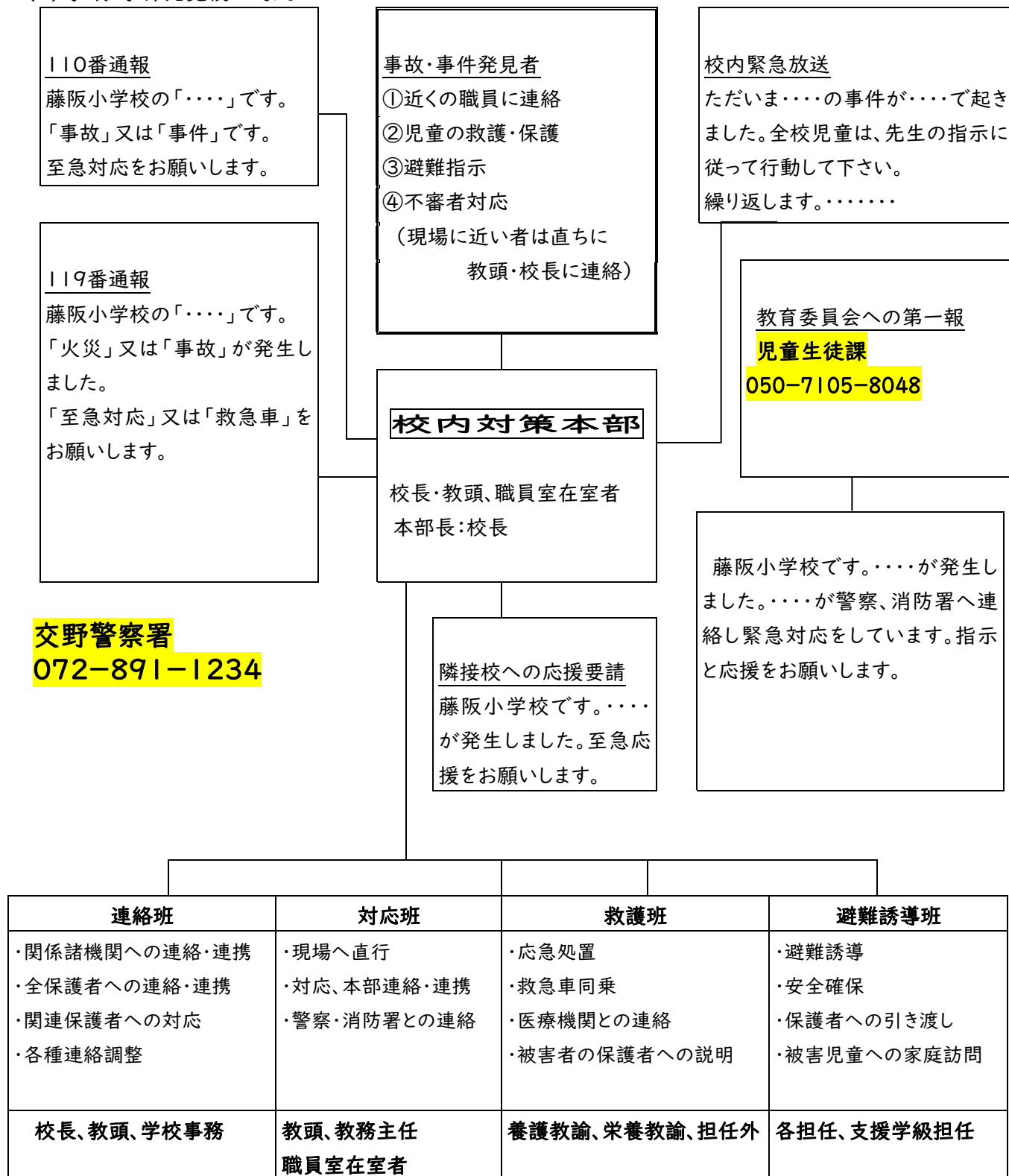
判断指示者の順：校長→教頭→教務主任→安全部長→学年主任→教職員

※管理職2名が不在時は、教務主任が統括する。

(1) 初動対応

事故・事件の発見者は、下記の①～④を行う。連絡を受けたら、直ちに職員室に1名職員を残して、教頭を含め職員室在室者が現場に直行する。

(2) 事故・事件発覚後の対応



◆ 校内への不審者侵入への対応

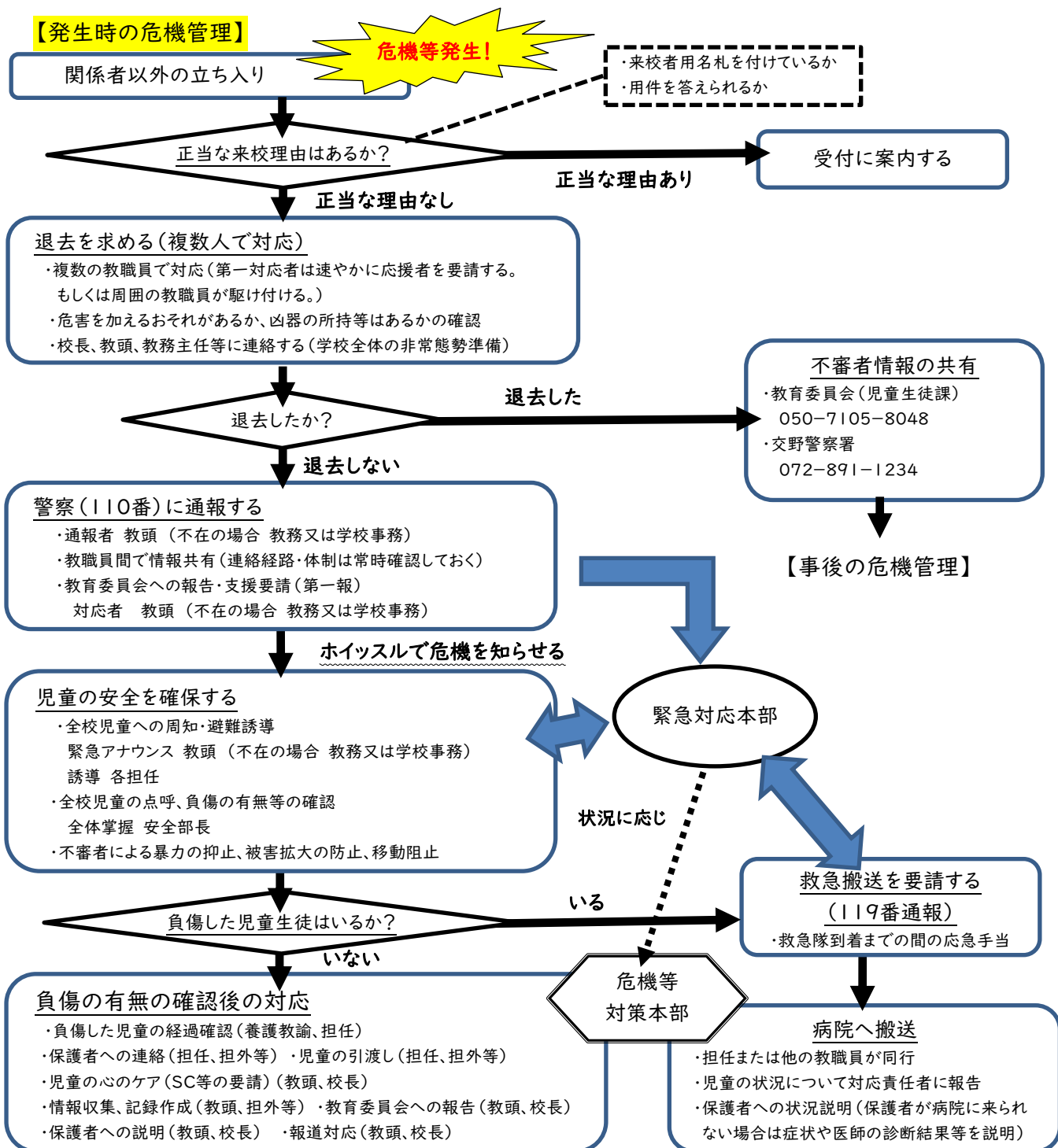
【対応方針】

- 児童生徒に対する不審者からの危害が及ばないよう、児童の安全を第一とする。
- 不審者への対応は必ず複数人で対応する（一人では対応しない）。
- 不審者が校内に侵入した場合は、速やかに警察に通報する。

【事前の危機管理】

- 教職員の名札着用・ホイッスルの携行 □ 来校者用受付簿、名札 □ 校門、昇降口の施錠
- 防犯カメラの確認 □ 保護者への引渡しの確認 □ 防御用設備の点検 □ 校内情報伝達体制の整備
- 避難場所及び避難経路の確保・確認 □ 「安まちメール」から不審者情報の確認

【発生時の危機管理】



【事後の危機管理】

- 危機対応の検証 □ 再発防止策の検討 □ 報告書の作成 □ 教職員間での情報共有
- 継続的な心のケア □ 危機管理マニュアルへの反映 □ ヒヤリハット事例への反映

◆ 授業中の事故への対応

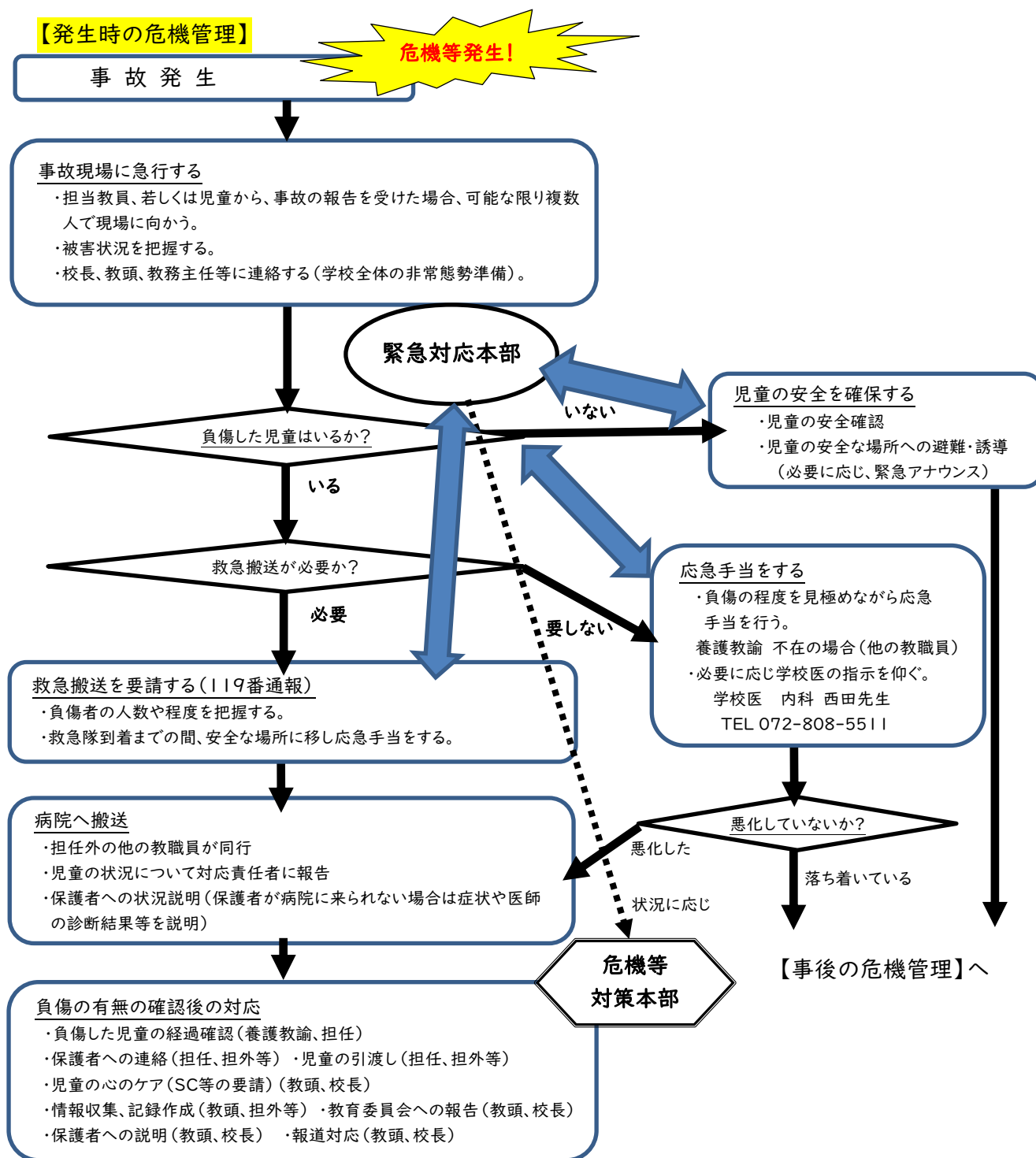
【対応方針】

- 事故に遭った児童を迅速に救護する。
- 事故に遭った児童の保護者への適切な支援を行う。
- 関係機関等と連携協力し再発防止策を講じる。

【事前の危機管理】

- 使用施設・設備・備品等の点検（定期・都度） □ 過去に起きた事故やヒヤリハット事例の確認
- AEDの稼働点検 □ 事故発生時の対応訓練や避難訓練（確認を含む。） □ 保護者への引渡しの確認

【発生時の危機管理】



【事後の危機管理】

- 危機対応の検証 □ 再発防止策の検討 □ 報告書の作成 □ 教職員間での情報共有
- 継続的な心のケア □ 危機管理マニュアルへの反映 □ ヒヤリハット事例への反映

◆ 校外活動中の事故への対応

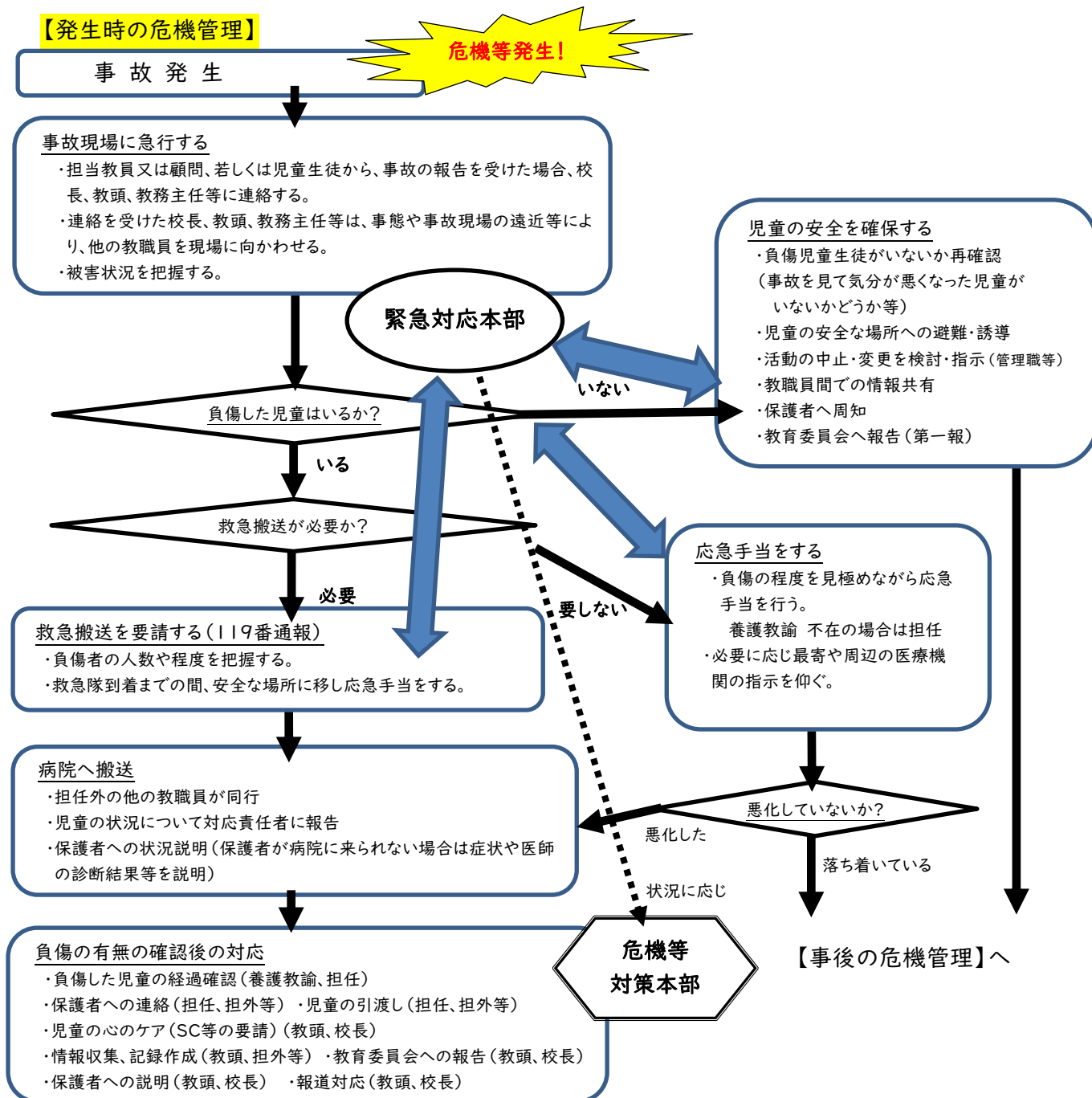
【対応方針】

- 事故に遭った児童を迅速に救護する。
- 事故に遭った児童の保護者への適切な支援を行う。

【事前の危機管理】

- 実施日にかけての気象情報を把握し、荒天が予想される場合は中止又は変更を検討
- 学年または全児童が参加する活動の場合は、実施場所の下見を行い、危険箇所を把握
- 活動実施場所の最寄又は周辺の医療機関の場所、電話番号を把握
- 避難場所及び避難経路の確保・確認
- 緊急連絡体制（網）を教職員間で確認・共有（宿泊を伴う場合は宿泊先の住所・電話番号を含む。）

【発生時の危機管理】



【事後の危機管理】

- 危機対応の検証
- 再発防止策の検討
- 報告書の作成
- 教職員間での情報共有
- 継続的な心のケア
- 危機管理マニュアルへの反映
- ヒヤリハット事例への反映

◆ 熱中症への対応

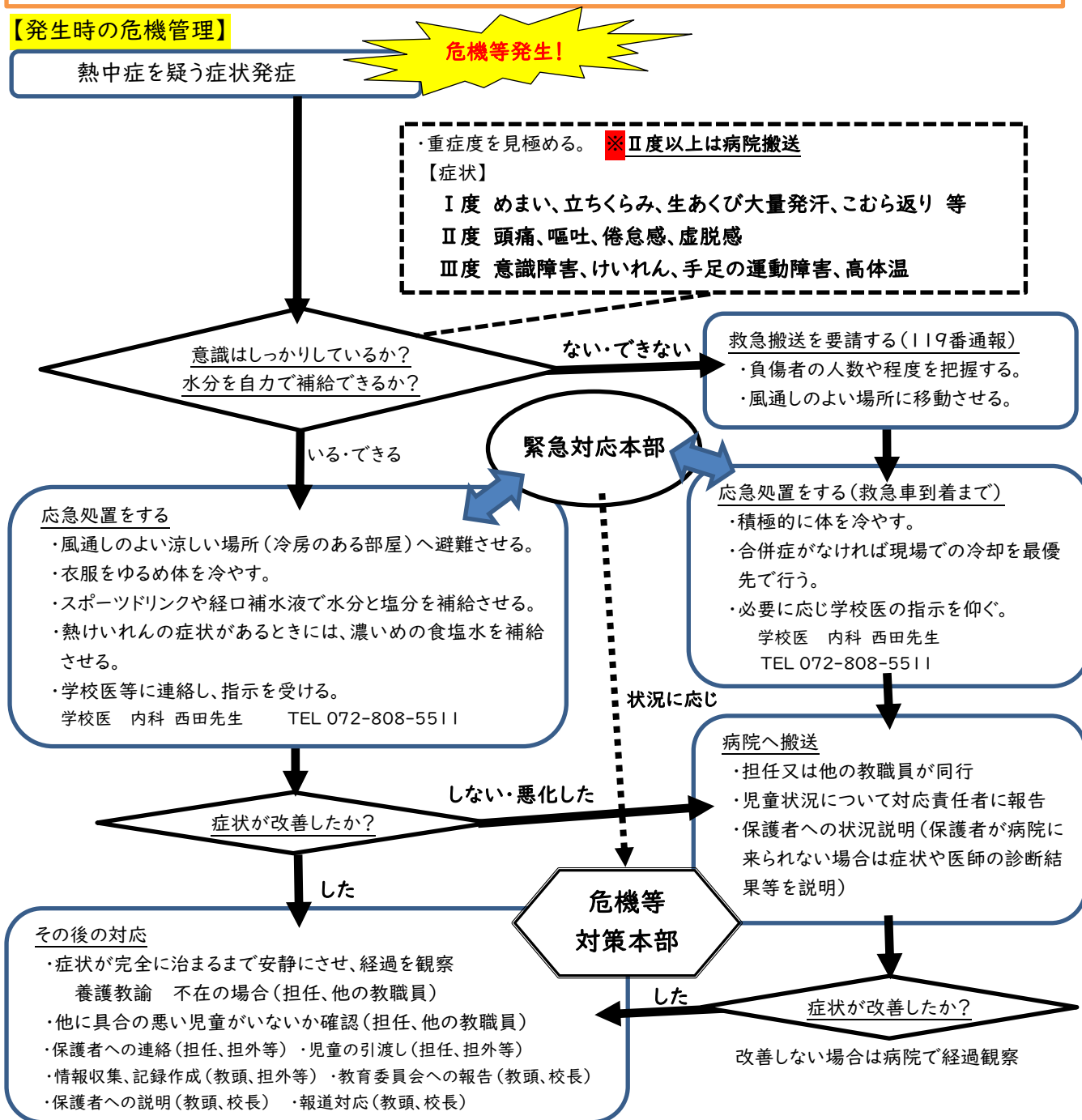
【対応方針】

- あらかじめ気象情報を確認したり WBGT 測定器を準備したりして環境条件を把握する。
- 熱中症の疑いのある児童が一人でも出た場合には、すぐに活動を中断し休憩をとる。
- 熱中症を疑う症状がある児童の状況を的確に判断し、適切な処置を行う。

【事前の危機管理】

- 暑さを避ける場所の確認・確保 □ 気象情報、熱中症予防情報の取得 □ WBGT 測定器による計測
- WBGT 測定の結果による行事等の見直し(中止・計画変更等) □ 保健指導の実施
- 緊急搬送先(病院)の確認(校外活動の場合) □ 水分・塩分補給用のスポーツ飲料や経口補水液の準備
- 冷水やタオル、うちわ等、体温冷却に使用する物の準備

【発生時の危機管理】



【事後の危機管理】

- 危機対応の検証 □ 再発防止策の検討 □ 報告書の作成 □ 教職員間での情報共有
- 保護者会の開催(複数の児童が発症した場合等) □ 危機管理マニュアルへの反映 □ ヒヤリハット事例への反映

◆ プール事故への対応

事故発生
児童の生命を最優先した最善の対処する。 ・児童の救助と応急処置（心肺蘇生・AED等） ・他の教職員への応援要請 ・他の児童への指示 ・職員室への連絡 ・119番通報



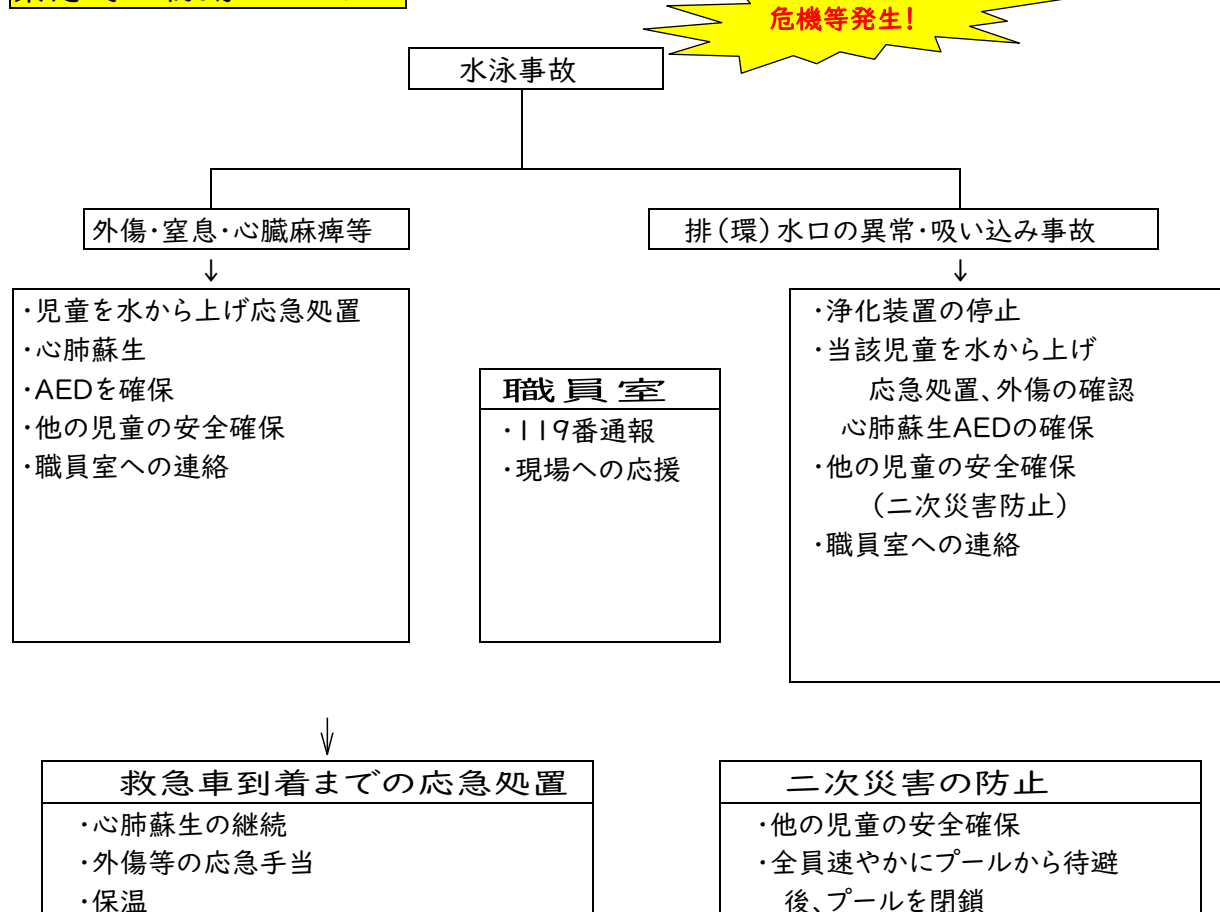
校長・教頭
・事実確認 ・内容把握 ・経過の記録 ・職員への行動指示 - 児童への指示 - 保護者への連絡 ※管理職不在の場合 ・臨機応変に主査、教務主任、学年主任等が他の職員へ指示する。

119番通報
・救急です。 ・枚方市立藤阪小学校の〇〇です。 ・◆◆が発生しました。 ・症状は■■■です。 ・住所は、枚方市藤阪南町1-40-1です。 ・電話番号は、050-7102-9156です。

教育委員会児童生徒支援室電話番号
050-7105-8048 内線15-8048(0発信不要)

※AED は毎時プールに常備する。

緊急時の初動マニュアル



◆ 光化学スモッグへの対応

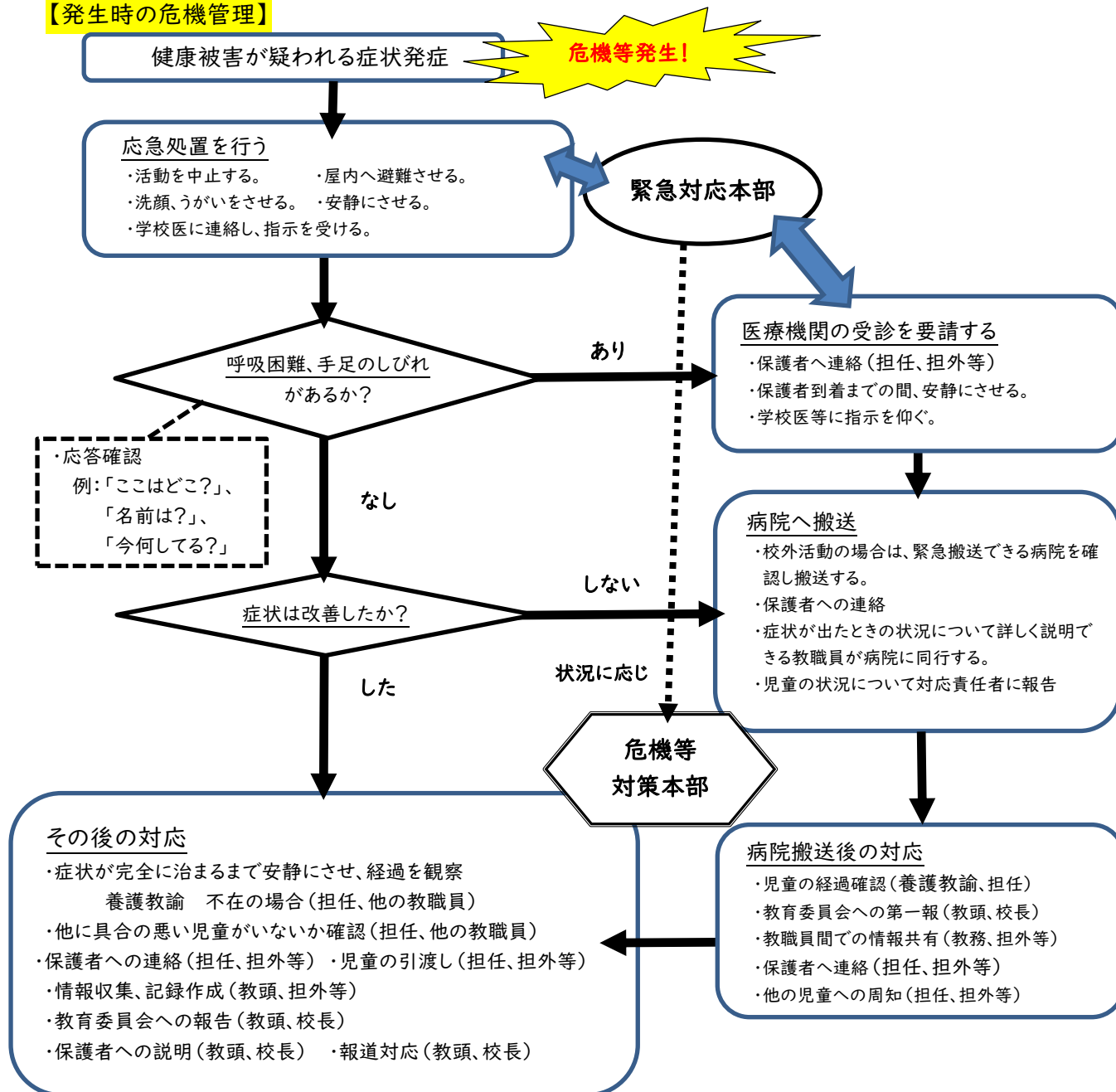
【対応方針】

- 発生しやすい気象条件の確認や発生等の情報の把握に努める。
- 発生時は、屋外活動や運動等を中止するなど、速やかに被害防止のための対策を行う。
- 健康被害が確認された場合、学校医の指導を受けるなどして、適切な回復処置を行う。

【事前の危機管理】

- ☐ 連絡方法の確保・確認
- ☐ 気象情報・光化学スモッグの発生情報の取得 ☐ 保健指導の実施
- ☐ 応急手当に必要なものの準備 ☐ 授業や学校行事等の見直し(中止・計画変更等)

【発生時の危機管理】



【事後の危機管理】

- ☐ 危機等対応の検証 ☐ 再発防止策の検討 ☐ 報告書の作成 ☐ 教育委員会への報告
- ☐ 教職員間での情報共有 ☐ 危機管理マニュアルへの反映 ☐ ヒヤリハット事例への反映

光化学スモッグ発生時の対策

- ①光化学スモッグ情報に注意し、状況に応じ適切な措置をとる。
- ②異常者が出た場合は、適切な措置をとると共に、関係諸機関（環境公害課、枚方保健所、校医等）に連絡する。

【資料提供：環境公害課】

区 分	周 知 事 項
予 報	1. 注意報に備えてテレビ、ラジオ等の報道に注意すること。 2. 屋外での特に過激な運動を避けること。 3. 目、のど等に刺激を感じた人は、洗眼、うがい等をするとともに、枚方保健所又は環境公害課に連絡すること。
注意報	1. 屋外になるべくでないこと。 2. 学校、幼稚園、保育所等においては、できるだけ屋外の運動を避け、屋内にはいること。 3. 目、のど等に刺激を感じた人は、洗眼、うがい等をするとともに、枚方保健所又は環境公害課に連絡すること。
警 報	1. 屋外になるべくでないこと。 2. 学校、幼稚園、保育所等においては、屋外の運動をやめて屋内に入り、窓を閉鎖する等の措置を講ずること。 3. 目、のど等に刺激を感じた人は、洗眼、うがい等をするとともに、枚方保健所又は環境公害課に連絡すること。
重大緊急警報	1. 屋外には出ないこと。 2. 学校、幼稚園、保育所等においては、警報と同じ措置を講じていることの再確認を行うこと。 3. 目、のど等に刺激を感じた人は、洗眼、うがい等をするとともに、枚方保健所又は環境公害課に連絡すること。

◆ 食物アレルギーへの対応

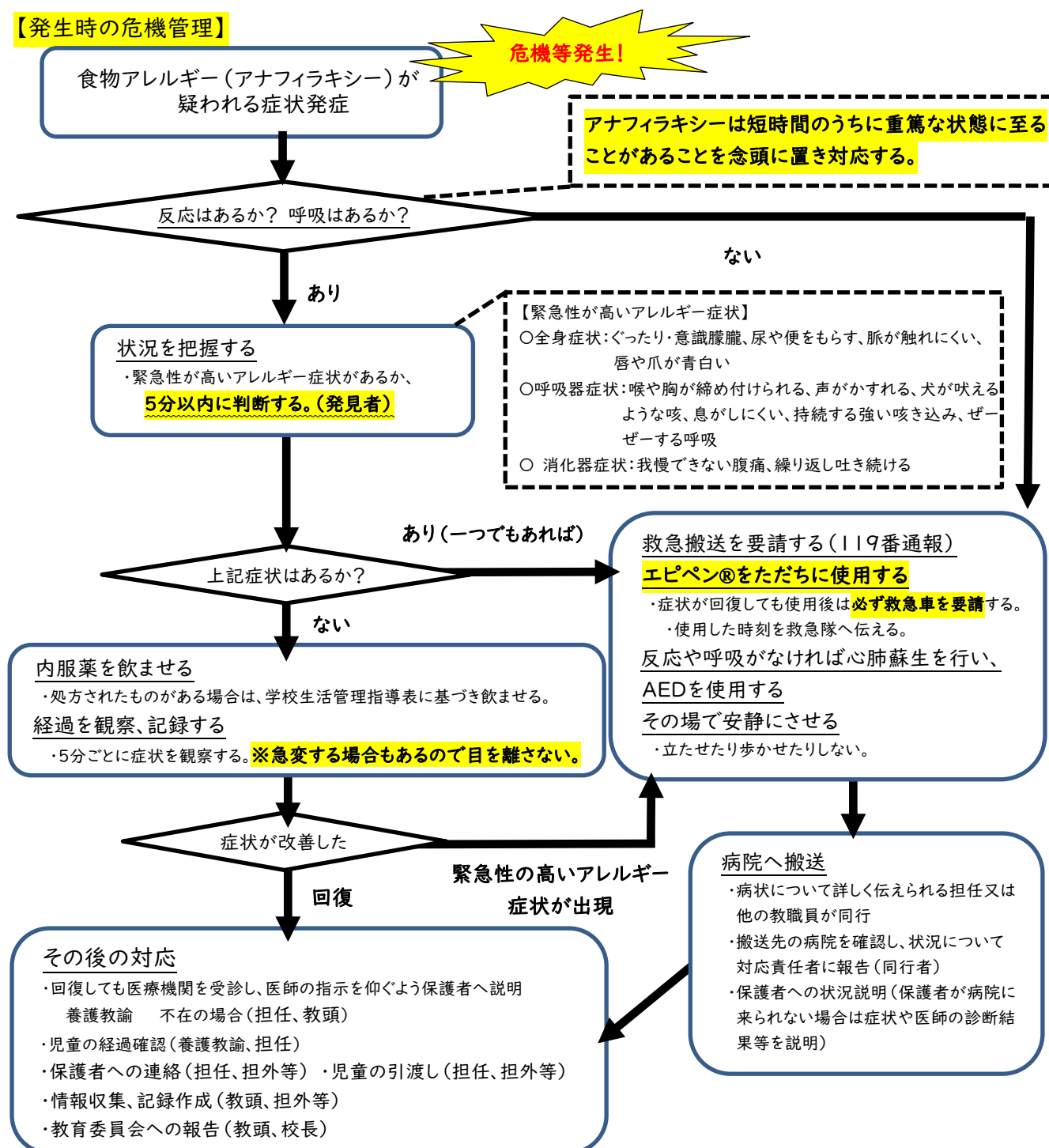
【対応方針】

- 既往症のある児童生のみが発症するとは限らず、初めて食したものに反応したり、運動に誘発されたりして、発症することを教職員が理解しておく。
- 児童のアレルギー疾患を把握し、組織的に対応する。

【事前の危機管理】

- 保健調査等による把握
- 学校生活管理指導表に基づく管理（保護者面談の実施）
- 全教職員への情報共有
- 校内研修の実施（エピペン®練習の実施）
- 日常の取組の確認

【発生時の危機管理】



【事後の危機管理】

- 危機対応の検証
- 再発防止策の検討
- 報告書の作成
- 教職員間での情報共有
- 危機管理マニュアルへの反映
- ヒヤリハット事例への反映

◆ 雷への対応

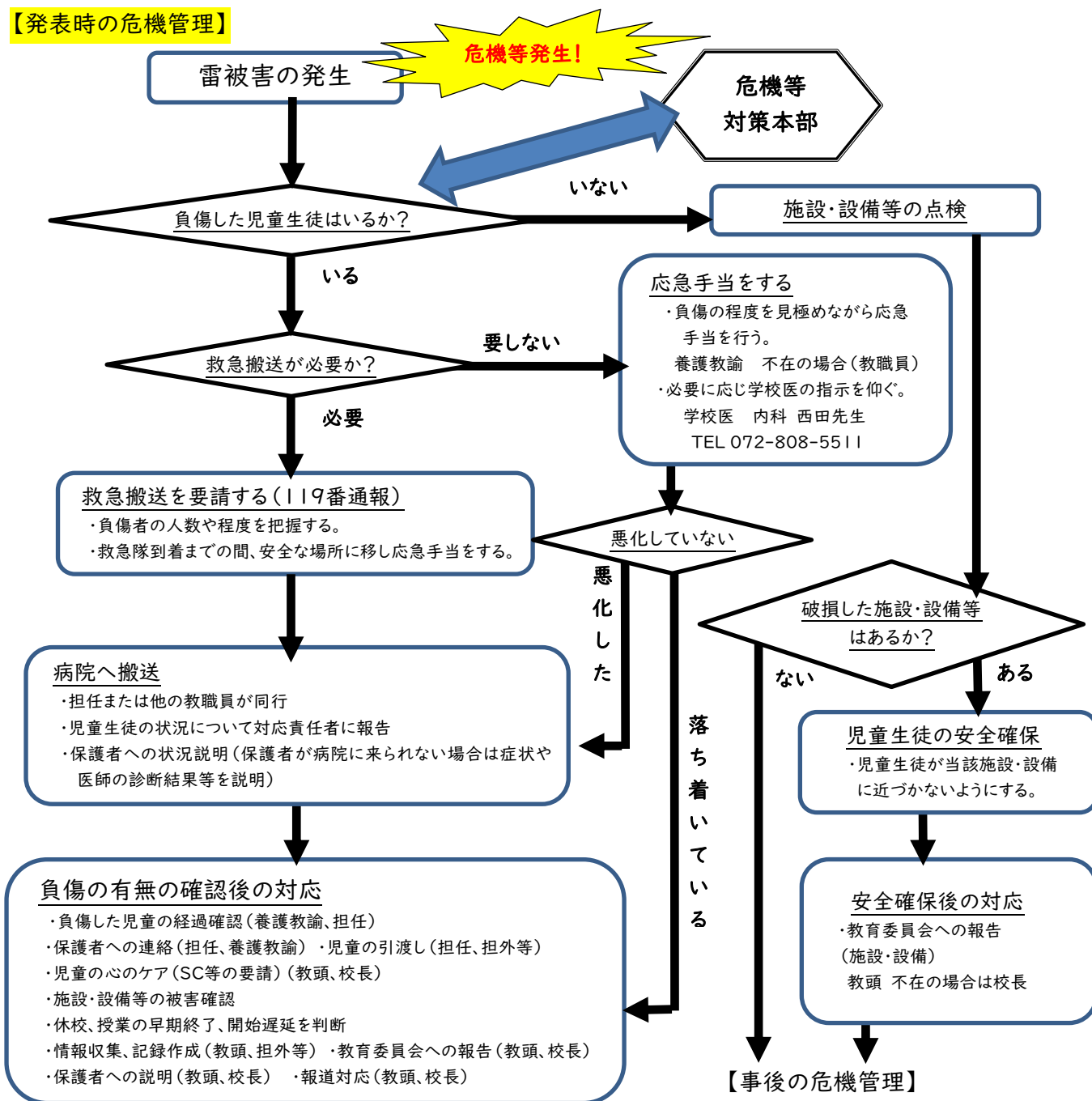
【対応方針】

- 児童の安全を第一に早期に対応する。
- 児童を迅速に安全な場所へ避難させる。

【事前の危機管理】

- 雷注意報やレーダー・ナウキャスト等の最新の防災気象情報の確認 □ 避難場所及び避難経路の確保・確認
- 学校防災体制の整備 □ 児童、保護者、教職員への緊急連絡体制整備 □ 防災教育の実施
- 校庭等校舎外にいる児童の屋内への避難誘導
- 学校の臨時休校、授業開始時期の遅延、早期下校等の検討
- 学校行事、校外活動の中止・計画の変更の検討 □ 保護者への引渡しの確認 □ 学校設備の点検等

【発表時の危機管理】



【事後の危機管理】

- 危機対応の検証 □ 再発防止策の検討 □ 報告書の作成 □ 教職員間での情報共有
- 継続的な心のケア □ 危機管理マニュアルへの反映 □ ヒヤリハット事例への反映
- 破損した施設・設備の修繕計画作成 □ 防災教育(振り返り)の実施

◆ 弾道ミサイルの発射への対応

【対応方針】

- 児童の安全を第一に早期に対応する。
- 児童を迅速に安全な場所へ避難させる。

【事前の危機管理】

- ☐ 児童、保護者等への連絡体制の整備 ☐ 緊急時における教職員の役割分担の明確化
- ☐ 状況に応じた避難方法、避難場所等の確認

【発生時の危機管理】

ミサイル発射情報・避難の呼びかけ（Ｊアラート）

危機等発生！

① 児童への指示と避難行動

児童が屋外にいる場合 ⇒ すぐに近くの校舎への避難を指示し誘導する。

児童が屋内にいる場合 ⇒ 窓から離れ、机の下にもぐり頭部を保護する。

<近くにミサイルが落下した場合>

児童が屋外にいる場合 ⇒ ロと鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ校舎内又は風上へ避難を指示し誘導する。

児童が屋内にいる場合 ⇒ 換気扇を止め、窓を閉め、室内を密閉する。

※校外学習等で学校外にいる場合は、枚方市のガイドライン（別紙①）に基づいた避難行動を取るとともに、学校へ連絡する。

② 正確な情報収集

- ・Ｊアラートの続報、テレビ、ラジオ、インターネット等から情報収集する。
- ・教育委員会または行政機関等からの指示があれば、それに従い落ち着いて行動する。

③ 登下校時の留意事項

- ミサイルが上空通過、枚方市を中心とした一定距離圏外（約30km）または大阪府域外に落下した場合
⇒ Ｊアラートの続報などでミサイルが上空を通過したことや海上等に落下が確認できた場合は、安全確認後、原則として児童の登下校を再開する。
- ミサイルが枚方市を中心とした一定距離圏内（約30km）または大阪府域内に落下した場合
⇒ Ｊアラートの続報、テレビ、ラジオ、インターネット等から情報収集し、安全確認ができるまでは児童を学校で待機させる。
- ミサイルの落下物を発見した場合 ⇒ 決して近寄らず、警察・消防に連絡する。

④ その他の対応

次ページの別紙の「Ｊアラートによるミサイル発射情報に対するガイドライン」に基づいて対応する

情報収集・児童の安否確認

- ・「国民保護ポータルサイト」の確認（教頭、不在の場合 教務主任）
- ・児童の安否を確認
- ・教育委員会への報告（教頭、不在の場合 校長）
- ・保護者への連絡

【事後の危機管理】

- ☐ 危機対応の検証 ☐ 教職員間での情報共有 ☐ 継続的な心のケア
- ☐ 危機管理マニュアルへの反映 ☐ ヒヤリハット事例への反映

Jアラートによるミサイル発射情報に対するガイドライン

※本ガイドラインは大阪府教育庁が作成のガイドラインをもとに、次の2点について変更しています。

- ①市立学校園を対象としています。
- ②枚方市の位置関係を考慮し、対象範囲として「枚方市を中心とした一定距離圏内（約 30km）」を含めています。

I あらかじめ教職員間で確認・情報共有する事項

1 幼児児童生徒等の避難方法や安全確保の方策

下記「Ⅱ Jアラートによるミサイル発射情報が発信された場合の対応」を参考に適切な指示ができるようにしておく。

2 幼児児童生徒等の安否確認方法

自然災害時の対応等を準用するなどして検討しておく。

Ⅱ Jアラートによるミサイル発射情報が発信された場合の対応

※ 幼児児童生徒等には、必要以上に不安にさせることがないように、十分、配慮しながら、下記の事項について周知を図るなど、実態に応じた安全指導を行うこと。

1 速やかな避難行動と情報収集

○落ち着いて、直ちに次の行動をとる。

屋外にいる場合 ⇒ できる限り近くの建物(できれば頑丈な建物)や地下(地下街や地下駅舎などの地下施設)に避難する。

建物がない場合 ⇒ 物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。

屋内にいる場合 ⇒ 窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。

＜近くにミサイルが落下した場合＞

○屋外にいる場合：口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ密閉性の高い屋内又は風上へ避難する。

○屋内にいる場合：換気扇を止め、窓を閉め、隙間をテープで埋める等、室内を密閉する。

○正確かつ迅速な情報収集

Jアラートの続報、テレビ、ラジオ、インターネット等から情報収集する。

行政からの指示があれば、それに従って落ち着いて行動する。

2 登下校時の留意事項

○ミサイルが上空通過、枚方市を中心とした一定距離圏外(約 30km)または大阪府域外に落下した場合

⇒ Jアラートの続報などでミサイルが上空を通過したことや海上等に落下したことの確認が取れた場合は、原則として登下校を再開する。

○ミサイルが枚方市を中心とした一定距離圏内(約 30km)または大阪府域内に落下した場合

⇒ Jアラートの続報、テレビ、ラジオ、インターネット等から情報収集し、安全を確保できるように落ち着いて行動する。

○ミサイルの落下物を発見した場合

⇒ 決して近寄らず、警察・消防に連絡する

Ⅲ Jアラートによるミサイル発射情報が発信された場合の枚方市立学校園の対応

Ⅰ J アラートが発信されたとき

ミサイルが発射され、日本の領土・領海の上空を通過、又は領土・領海に落下する可能性がある場合

在 校 ・ 在 園 時	校舎内等への避難や建物内では窓から離れるなど、適切な指示のもと、幼児児童生徒等の安全確保に努める
登 校 ・ 登 園 前	自宅待機
登 下 校 時	学校園に登校・登園した、又は下校・降園していない幼児児童生徒等を校舎内等へ避難誘導し、安全確保に努める
校外 ・ 園外活動時	引率教員等は、幼児児童生徒等を近くの建物や地下などへ速やかに避難誘導

2 状況別の臨時休業の取扱い等

状 況 パ タ ー ン	A 領土・領海 外に落下	B 日本の上空 を通過	C 領土・領海 に落下 (Dを除く)	D 枚方市を中心とした一定距離圏内(約 30km) または大阪府域に落下
臨 時 休 業 の 取 り 扱 い	原則として臨時休業は行わない			臨時休業
在 校 ・ 在 園 時	教育活動を再開			①原則として幼児児童生徒等を学校園で保護 ②引き続き情報収集に努める ③安否情報を保護者へ連絡する
登 下 校 時	(登校時) 登校後、教育活動再開 (下校時) 安全確認後、下校させる ○始業の繰り下げ等の対応をとった場合は、児童生徒課まで報告すること			○学校園に登校・登園した、又は下校・降園していない幼児児童生徒等については、在校・在園時に準じた対応を行う
校 外 園 外 活 動 時	安全確認後、校外・園外活動を再開			①幼児児童生徒等を安全な場所で保護 ②引率教員等は、自校に現状報告を行うとともに、引き続き情報収集に努める ② 安否情報を保護者へ連絡する



◆ 地震への対応

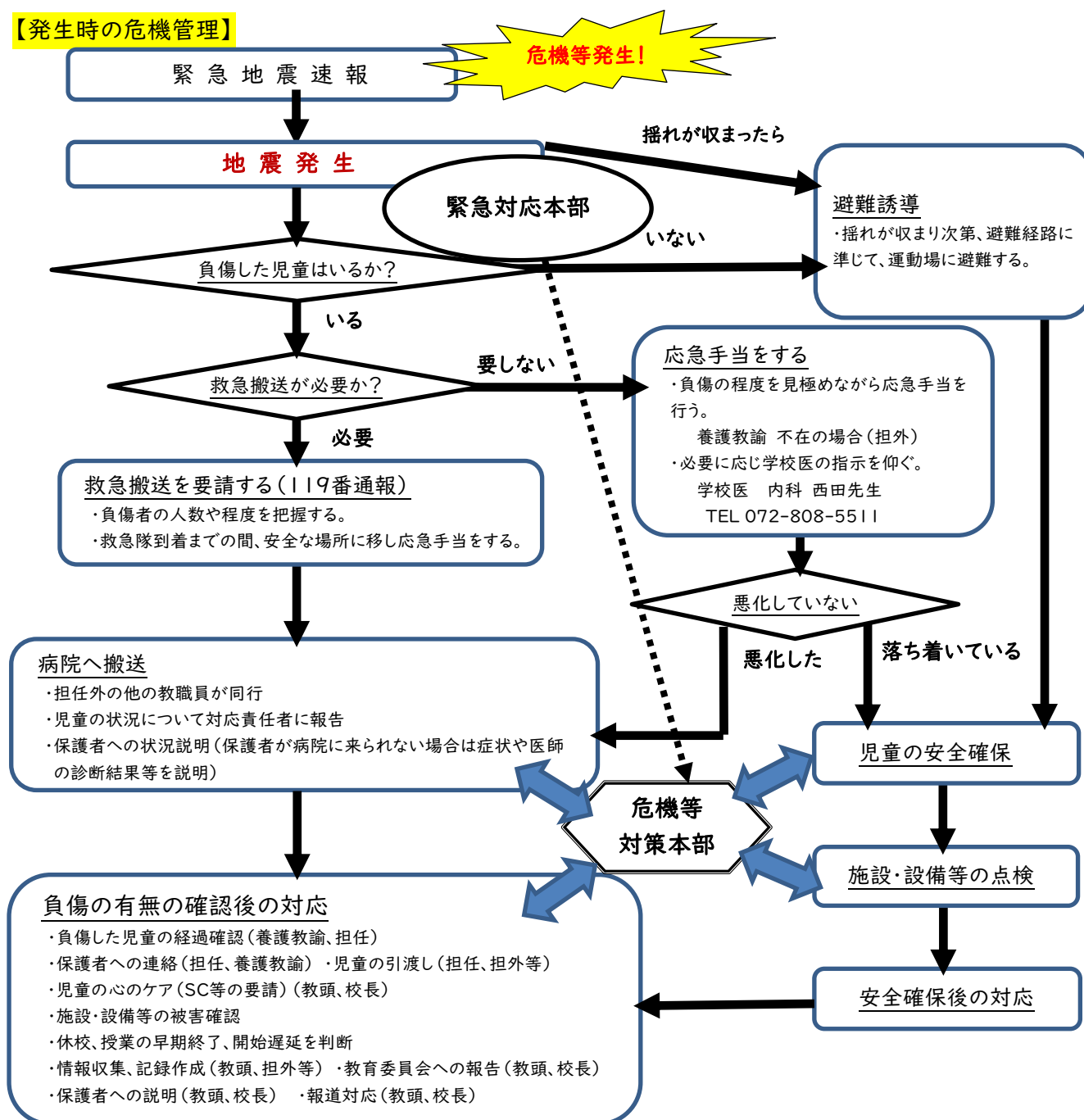
【対応方針】

- 児童の安全を第一に早期に対応する。
- 児童を迅速に安全な場所へ避難させる。

【事前の危機管理】

- 学校防災体制の整備 □ 児童、保護者、教職員への緊急連絡体制整備
- 避難場所及び避難経路の確保・確認 □ 防災教育・避難（防災）訓練の実施
- 学校の臨時休校、授業開始時期の遅延、早期下校等の検討
- 学校行事、校外活動の中止・計画の変更の検討 □ 保護者への引渡しの確認
- 夜間・休日等の対応 □ 学校設備の点検等

【発生時の危機管理】



【事後の危機管理】

- 危機対応の検証 □ 再発防止策の検討 □ 報告書の作成 □ 教職員間での情報共有
- 継続的な心のケア □ 危機管理マニュアルへの反映 □ ヒヤリハット事例への反映
- 破損した施設・設備の修繕計画作成 □ 防災教育（振り返り）の実施

〈地震時の場所別の初期行動〉

場所	具体的な行動
教 室	・近くの窓、壁と反対側に頭を向けて机の下にもぐり、机の脚をしっかりと持つ。
特別教室	・実験中であれば、危険物から離れる。 ※実験器具棚、調理用具棚、実験器具、アイロン、ディスプレイ等
体 育 館	・体育器具や窓ガラス等から離れ、中央部に集まる。頭部を保護し姿勢を低くする。 (建物の構造等により、柱や壁に寄り添うほうがいい場合もある。)
プ ー ル	・プールのふちに移動し、プールのふちをつかむ。
廊下や階段	・窓ガラス、蛍光灯の落下を避け中央部で姿勢を低くする。 ・近くの教室の机の下にもぐる。
ト イ レ	・ドアを開き、頭部を保護して動かずにいる。
運 動 場 中 庭	・校舎等からのガラスの飛散や外壁の倒壊、フェンスや体育器具等倒壊の危険性のある物から離れる。身体を低くする。

地震発生時における学校の対応について

- 1 枚方市において、震度5弱以上の地震が発生した場合、以下の対応となりますので、市のホームページ、防災無線、テレビ、ラジオ等の情報に注意してください。
- 2 家庭内での身を守る場所の確認や、登下校中に地震が発生した際、一時避難する安全な場所（公園・近くの学校の校庭等）の確認をお願いします。
- 3 保護者への引渡し下校の際は、学校からの連絡に基づいて、ご対応をお願いします。

状 況 パターン	震度5弱以上の地震が発生	
	児童の行動	学校の対応
登 校 前	<u>臨時休業</u> ※前日の下校以降、登校までに発生した場合は、当日を臨時休業とする。 ※土・日・祝日及びその前日に発生した場合は、休業日明けを原則、臨時休業とする。	揺れが収まり次第、児童の安否確認
登 校 中	児童・生徒は、危険な場所を避け、安全な場所（公園・近くの学校の校庭等）へ一時的に避難 ↓ 揺れがおさまった後、原則として登校	通学路・集合場所へ行き、児童の安否確認 学校内・通学路等の安全点検 緊急メール配信 保護者・地域の方々に見守りを依頼
在 校 時	地震時は身を守る行動をとり、揺れがおさまったら、余震に備えて校庭へ避難 ⇒ 以降、臨時休業 ↓ 児童・生徒の確認・保護 ↓ 安否情報及び、下校について保護者へ連絡 ↓ 【児童】保護者への引渡し	児童の安否確認・保護 避難誘導 安否情報及び下校について緊急メール配信 学校内・通学路等の安全点検 保護者・地域の方々に見守りを依頼
下 校 中	児童・生徒は、危険な場所を避け、安全な場所（公園・近くの学校の校庭等）へ一時的に避難 ↓ 揺れがおさまった後、原則として自宅へ	通学路・集合場所へ行き、児童の安否確認 緊急メール配信 保護者・地域の方々に見守りを依頼 学校内・通学路等の安全点検

※留守家庭児童会室の対応について

- ①登校前から在校時までの間に震度5弱以上の地震が発生した場合、留守家庭児童会室は臨時休室とします。
- ②留守家庭児童会室在室時に発生した場合は、学校対応の「在校時」に準じた対応とします。
- ③三季休業中など（学校休業日に留守家庭児童会室を開室する日）に発生した場合も、上表に準じた対応とします。

※児童は小学生、生徒は中学生を意味しています。

◆ 火災時の対応

- ① 調理場からの出火の場合は、中央階段を避けて避難する。
- ② 姿勢を低くし、上靴のまま、手やハンカチで口を押さえ、運動場真ん中辺りに来る。
- ③ 放送をよく聞き、火が出ている所を避けて避難する。
- ④ 「おさない・走らない・しゃべらない・もどらない・近寄らない」の徹底。
- ⑤ 校舎内では歩いて行動し、外に出たら走って集合場所へ向かう。
- ⑥ 担任は、窓を閉め、カーテンを開ける。電気を消す。

点検（火の元） ***揺れが収まり、児童の安全が確認されてから、点検する。**

各教室 上記で見回りをする担任

校務員室 校務員

図工室・家庭科室（支援担 1 名）

理科室・音楽室 （専科指導担当）

職員室 学校事務

保健室 養護教諭

防火対策

（1）平常時の対策

- ① 火気、電気、ガス、薬品等の設置状態を把握すると共に、その取り扱いについて全員が熟知し細心の注意を払う。
- ② 消火器、消火栓の点検と取り扱いに習熟する。
- ③ 火気取り締まり責任者を設け、不断の注意を払う。
- ④ 各場所に防火資材を常置し、不断の注意を払う。

（2）各部屋の火気取締り責任者

・校長室……………教頭	・体育館……………体育部主任
・職員室……………教頭	・休養室……………教頭
・男子更衣室……担任外	・体育倉庫……………体育部主任
・女子更衣室……担任外	・図工室……………図工担当者
・技術員室…………校務員	・音楽室……………音楽担当者
・教材室……………教頭	・理科室……………教務主任
・保健室……………養護教諭	・支援教室……………支援担任
・放送室……………教務主任	・コンピュータ室……情報部主任
・印刷室……………事務職員	・少人数教室……………少人数担当者
・図書室……………司書教諭	・各教室……………各担任
・家庭科室…………家庭科担当者	・各会議室……………使用関係学年
・調理場……………栄養教諭	・その他の教室……………教頭

◆ 台風や風水害（大雨・暴風・洪水等）への対応

【対応方針】

- 児童の安全を第一に早期に対応する。
- 児童を迅速に安全な場所へ避難させる。

【事前の危機管理】

- ☐ 台風情報や警報・注意報等の最新の各種防災気象情報の確認
- ☐ 避難場所及び避難経路の確保・確認
- ☐ 学校防災体制の整備
- ☐ 児童、保護者、教職員への緊急連絡体制整備
- ☐ 防災教育の実施
- ☐ 学校の臨時休校、授業開始時期の遅延、早期下校等の検討
- ☐ 公共交通機関の運行情報を確認（運休が計画されているか等）
- ☐ 学校行事、校外活動の中止・計画の変更の検討
- ☐ 保護者への引渡しの確認
- ☐ 学校設備の点検等

【発表時の危機管理】

枚方市に**大雨警報**、暴風警報、暴風雪警報、洪水警報の発表

危機等発生!



次ページ

『台風の接近等による枚方市立幼稚園・小学校・中学校の臨時休園・臨時休業について』
に則り、対応する。

◎風水害時の仕事分担

総指揮 校長

緊急放送 教頭

救護 養護教諭

重要物運搬 教頭 学校事務

児童の下校・避難誘導 安全部担当 教務主任

台風の接近等による枚方市立幼稚園・小学校・中学校の臨時休園・臨時休業について【令和7年4月版】

1. 枚方市に特別警報が発表された場合

○午前7時発表中

- ・臨時休園・臨時休業となります。

登園・登校後に発表された場合

- ・状況が判断できるまで、原則として学校園に待機となります。

2. 枚方市に大雨警報、暴風警報、暴風雪警報、洪水警報のいずれか一つでも発表された場合

○午前7時までに解除

- ・通常通りの授業を行います。

○午前7時に発表中

- ・登園・登校せずに、自宅で待機してください。

○午前7時～9時に解除

- ・小学校は2時限目から、中学校は3時限目から授業を開始します。登校時間は学校を通じてお知らせします。(小学校・中学校とも、給食があります)

○午前9時に発表中

- ・登園・登校せずに、自宅で待機してください。

○午前9時～10時に解除

- ・小学校は3時限目から、中学校は4時限目から授業を開始します。登校時間は学校を通じてお知らせします。
- ・小学校では、4時限目終了後に下校となります。(給食はありません)
- ・中学校では、登校後は通常通りの授業を行います。(給食があります)

○午前10時に発表中

- ・小学校は臨時休業となります。
- ・中学校は登校せずに、自宅で待機してください。

○午前10時～正午に解除

- ・中学校は5時限目から授業を開始します。登校時間は学校を通じてお知らせします。(給食はありません)

○正午に発表中

- ・中学校は臨時休業となります。

登園・登校後に発表された場合

- ・原則、各学校園に待機します。
- ・幼稚園は保護者の方にお迎えをお願いする連絡をしますので、よろしくお願いします。
- ・学校が雨量の状況をふまえながら、通学路の安全確認を行うとともに、土砂災害警戒情報や避難指示の発表、発令の諸般の事情を勘案し、子どもの安全の確保が確認できましたら、小学校は引き渡し下校を、中学校は複数生徒による下校をします。なお、下校開始時刻等は、学校園が活用している連絡ツール(まなびポケット・コドモン等)でお知らせします。

3. 上記以外の対応になる場合

- ・学校園が活用している連絡ツール(まなびポケット・コドモン等)でお知らせします。

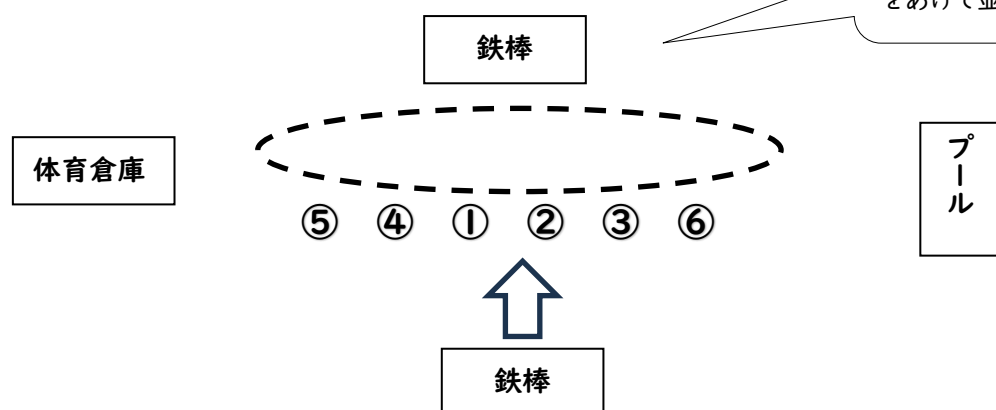
本校の対応

基本的には、枚方市教育委員会の対応に準じますが、本校においては、暴風警報、暴風雪警報、洪水警報、大雨警報の発表が予想される場合は、立地条件と気象庁の発表に基づいて予測・計画的に集団下校を、教職員引率のもと行う場合があります。

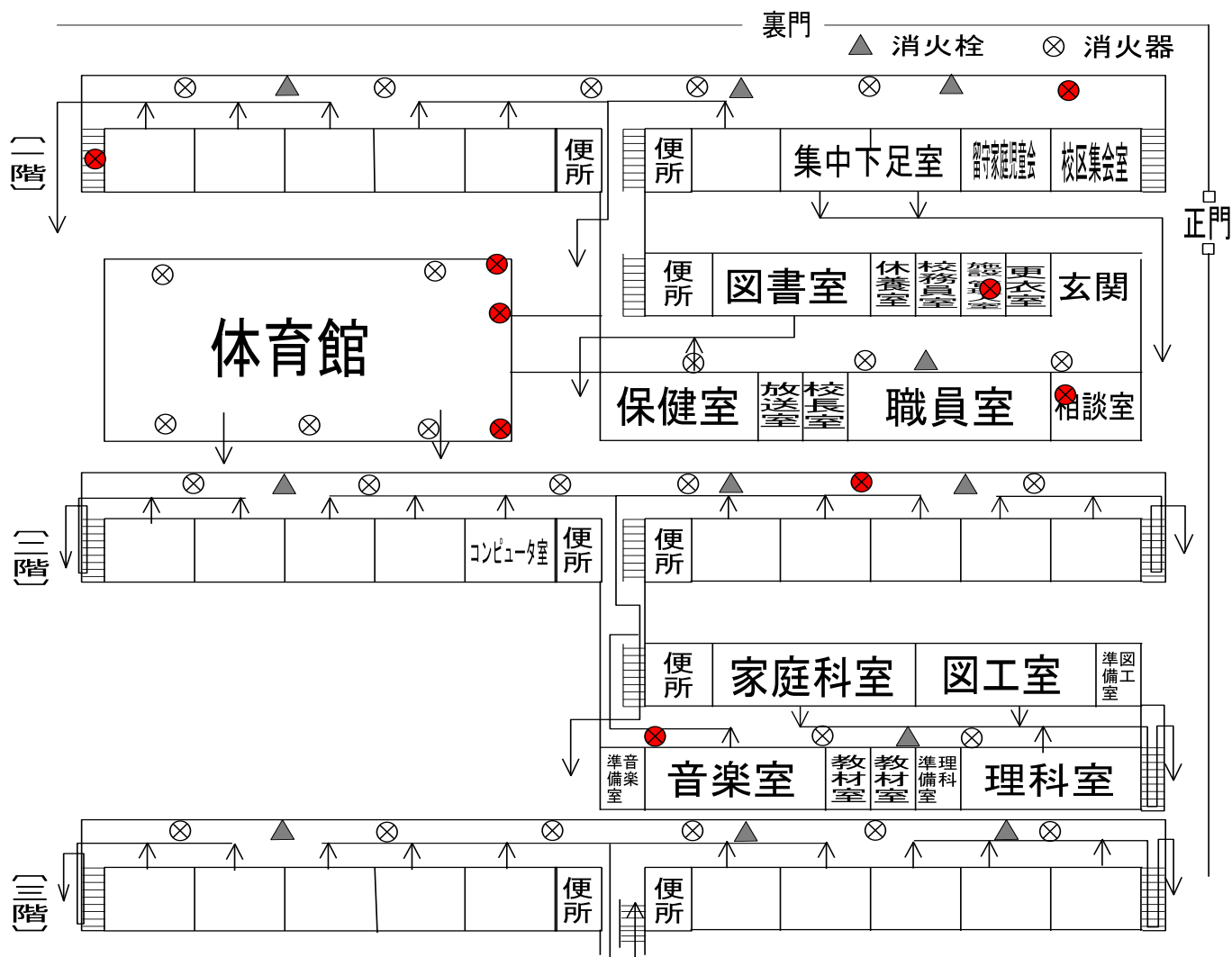
5. 基本的な避難の場所・経路・役割

◆ 避難場所

運動場(真ん中辺り)の学年プレートに合わせて並ぶ。



◆ 避難経路



調理場には、配膳室 2 本
 ボイラー室 1 本
 調味料倉庫 1 本

◆ 担当・役割分担

(先発) 各学年1組の担任は、運動場の集合場所に行き、児童を整列させる。

(後発) 1組以外の担任、担任外は、学年の教室や管理棟などに行き、児童を運動場に誘導する
見回り場所は下記のとおり。そのときに、必ずトイレを確認する。

***どこにいたとしても、必ず下記の場所を確認し、児童を誘導する。**

① 最終点検場所とその担当者

1	教室棟1F	1-2 担任(渡り廊下・1年側トイレ) 支援担(支援児童・のびのび側トイレ)
2	教室棟2F 3年側	3-2 担任(中央階段・トイレ)・支援担(西階段・支援児童)
3	教室棟2F 4年側	4-2 担任(東階段・トイレ)・支援担(中央階段・支援児童)
4	教室棟3F 5年側	5-2 担任(中央階段・トイレ)・5-1 担任(東階段)
5	教室棟3F 6年側	6-1 担任(西階段)・6-2 担任(中央階段～管理棟・トイレ)
6	管理棟1F	学校事務・校務員
7	管理棟2F	担外(管理棟教室授業の専科指導者)(トイレ～非常階段)
8	中庭プール側	2-2 担任(西出口)
9	靴箱・中庭正門側	担外

② 配慮を要する児童

・支援学級担任

・ほっとルームにいる児童・・・ほっとルーム担当または管理棟教室の管理の専科指導者

③ 消火(栄養教諭)

・職員室にいる教職員が初期消火にあたる。

・必要に応じて他の教職員もこの任に当たる。

④ 書類運搬(学校事務)

・耐火ロッカー、金庫の施錠確認。

・引き渡しカードを運び出す。

⑤ 救護(養護教諭)

・休息している児童の様子を見て、運動場に誘導する。

⑥ 報知・放送(教頭・教務主任)

6.学 校 安 全 計 画														
			4	5	6	7・8	9	10	11	12	1	2	3	
月の重点			通学路を正しく歩こう	安全休み時間を通こう	安全な生活をしよう	自転車の決まりを守ろう	けがをしないように運動しよう	乗り物の乗り降りに気をつけよう	けがをしないように運動しよう	安全な冬の生活をしよう	災害から身を守ろう	道路標識を守ろう	安全な生活ができるようにしよう	
道徳			規則尊重	生命尊重	思いやり・親切	勤勉・努力	明朗・誠実	思いやり・親切	家族愛	勇気	勤勉・努力	節度・節制	愛校心	
安全学習	生活	生	・道具の正しい使い方	・移稿て、スコップの使い方			・はさみの使い方	・たけひご、つまようじ、きりの使い方		・はさみ、ステープラーの使い方	・はさみの使い方	・普通遊びの安全な使い方	・移稿てでの使い方	
		交	・地域探検時の交通安全	・野外観察時の交通安全	・公園までの交通安全	・血さがし、町探検時の交通安全								
		災												
	理科	生	・アルコールランプ、虫眼鏡、移稿てでの使い方	・カバーガラス、スライドガラス、プラスチックの使い方	・スコップ、ナイフの使い方	・試験管、ピーカーの使い方	・プラスチック、ガラス管の使い方	・太陽観察時の注意	・ポリ袋、ゴム風船の使い方	・鏡、凸レンズ、ガラス器具の使い方	・スコップ、ナイフの使い方	・試験管、ピーカーの使い方	・プラスチック、ガラス管の使い方	
		交	・野外観察時の交通安全			・夜間観察の安全						・夜間観察の安全		
		災												
	図工	生	・はさみ、カッターナイフ、絵の具、接着剤の安全な使い方	・コンパスの安全な使い方	・糸のこぎり、小刀、金づち、くぎ抜きの使い方	・木づち、ゴム、糸のこ、ニスの使い方	・作品の安全な操作	・彫刻刀の管理と使い方	・水性ニスの取り扱い方	・たけひご、細木の使い方	・糸のこぎり、小刀、金づちくぎ抜きの使い方	・木づち、ゴム、糸のこ、ニスの使い方	・作品の安全な操作	
		交		・写真場所の安全										
		災												
	家庭	生	・針、はさみの使い方	・アイロンのかけ方	・食品の取り扱い方	・包丁の使い方	・実習時の安全な服装	・熱湯の安全な取り扱い方	・ミシンの使い方	・油の安全な取り扱い方	・食品の取り扱い方	・包丁の使い方	・実習時の安全な服装	
		交												
		災												
	体育	生	・固定施設の使い方 ・運動場の安全確認	・集団演技、行動時の安全	・水泳前の健康観察 ・水泳時の安全		・鉄棒運動の安全	・用具操作の安全	・けがの防止（保護）	・ボール運動時の安全	・持久走時の安全	・跳躍運動時の安全	・器械運動時の安全	
		交												
		災												
	総合			「町探検」「インターネットの使い方」3年、「環境について調べよう」4年、「平和ポスター作り」「命の大切さについて学ぶ」5年、「平和学習」「自分と社会とのかわり考え、将来を見据えた行動をとる。」6年等、安全にかかわる課題を年間計画に位置づける。										
安全教育	学級活動	低学年	生	・通学路の確認 ・安全な登下校 ・安全な給食配膳	・休み時間の約束 ・通足時の安全 ・運動時の安全	・雨天時の約束 ・プールの約束 ・歩行時のルール	・夏休みの約束 ・落雷の危険	・運動時の約束 ・校庭の使い方	・乗り物の安全な乗り降りの仕方 ・廊下の安全な歩き方	・安全な登下校	・安全な服装 ・冬休みの過ごし方	・「おはしもち」の約束	・暖房器具の安全な使い方	・1年間の反省 ・けがをしないために
			防犯	・通学路の確認 ・安全な登下校		・不審者避難訓練	・夏休みの約束			・安全な登下校	・冬休みの過ごし方			・1年間の反省
			交	・通学路の確認 ・安全な登下校	・通足時の安全	・雨天時の約束 ・歩行時のルール	・夏休みの約束		・乗り物の安全な乗り降りの仕方	・安全な登下校	・冬休みの過ごし方			・1年間の反省
		中学年	生	・通学路の確認 ・安全な登下校 ・安全な清掃活動	・休み時間の約束 ・通足時の安全 ・運動時の安全	・雨天時の約束 ・プールの約束 ・自転車のルール	・夏休みの約束 ・落雷の危険	・運動時の約束 ・校庭の使い方	・乗り物の安全な乗り降りの仕方 ・廊下の安全な歩き方	・安全な登下校	・冬休みの過ごし方	・「おはしもち」の約束 ・安全な身支度	・暖房器具の安全な使い方	・1年間の反省 ・けがをしやすい時間と場所
			防犯	・通学路の確認 ・安全な登下校		・不審者避難訓練	・夏休みの約束			・安全な登下校	・冬休みの過ごし方			・1年間の反省
			交	・通学路の確認 ・安全な登下校	・通足時の安全	・雨天時の約束	・夏休みの約束		・乗り物の安全な乗り降りの仕方	・安全な登下校	・冬休みの過ごし方			・1年間の反省
		高学年	生	・通学路の確認 ・安全な登下校 ・身の回りの犯罪	・交通安全機関利用時の安全 ・通足時の安全 ・運動時の事故と怪我 ・通足時の安全	・雨天時の約束 ・プールの約束	・夏休みの約束 ・落雷の危険	・運動時の約束 ・校庭の使い方	・乗り物の安全な乗り降りの仕方 ・廊下の安全な歩き方	・安全な登下校	・冬休みの過ごし方	・「おはしもち」の約束 ・災害時の携行品 ・安全な身支度、衣服の調節	・暖房器具の安全な使い方	・1年間の反省 ・けがの種類と応急処置
			防犯	・通学路の確認 ・安全な登下校		・不審者避難訓練	・夏休みの約束			・安全な登下校	・冬休みの過ごし方			・1年間の反省
			交	・通学路の確認 ・安全な登下校	・通足時の安全	・雨天時の約束	・夏休みの約束			・安全な登下校	・冬休みの過ごし方			・1年間の反省
	主な学校行事等	災	・通学路の確認 ・安全な登下校	・通足時の安全		・夏休みの約束				・安全な登下校	・冬休みの過ごし方	・「おはしもち」の約束		・1年間の反省
		児童会		・1年生を迎える会（4月）	・クラブ活動・委員会活動開始	・児童集会（毎月）	・ふじっこまつり（1月）	・6年生を送る会（3月）						
		生	・入学式 ・始業式 ・健康診断	・通足 ・避難訓練（不審者）	・海洋センター ・プール開き ・避難訓練（不審者）	・個人懇談会 ・避難訓練（風水害） ・「PUSH いのちの授業」	・秋の交通安全週間 ・避難訓練（地震） ・運動会	・オープンスクール ・携帯安全教室	・障小校区まつり ・修学旅行	・個人懇談会	・始業式 ・避難訓練（火災）	・参観・懇談	・卒業式 ・修了式	
		交	・春の交通安全週間	・歩行安全教室	・自転車安全教室	・「PUSH いのちの授業」	・秋の交通安全週間							
	安全管理	対人管理	生	・安全な通学の仕方 ・学校の決まり徹底	・道具の安全な使い方	・プールでの安全確認 ・校舎内での安全な過ごし方	・自転車乗車時の決まり ・校舎内での安全な過ごし方	・運動場での安全な遊び	・公共道路での歩き方	・安全な登下校	・服装の調節	・災害時の身の安全の守り方	・道路標識の種類と意味	・1年間評価と反省
			防犯	・安全な通学の仕方 ・学校の決まり徹底										・1年間評価と反省
			交	・安全な通学の仕方 ・学校の決まり徹底			・自転車乗車時の決まり		・公共道路での歩き方	・安全な登下校				・1年間評価と反省
災			・安全な通学の仕方 ・学校の決まり徹底								・災害時の身の安全の守り方		・1年間評価と反省	
対物管理		生	・通学路の安全確認 ・安全点検年間計画の確認 ・施設・設備の点検、整備	・施設設備の点検及び整備	・学校環境の安全点検	・夏季休業中の校舎内外の点検	・運動場での安全な遊び	・公共道路での歩き方（安全確認）	・通学路の確認	・校内の危険箇所の点検		・学区内の安全施設の確認	・通学路の安全確認、安全点検	
		防犯	・通学路の安全確認 ・安全点検年間計画の確認		・学校環境の安全点検	・夏季休業中の校舎内外の点検			・通学路の確認				・通学路の安全確認、安全点検	
		交	・通学路の安全確認 ・安全点検年間計画の確認					・公共道路での歩き方（安全確認）	・通学路の確認	・校内の危険箇所の点検		・学区内の安全施設の確認	・通学路の安全確認、安全点検	
		災	・通学路の安全確認 ・安全点検年間計画の確認	・施設設備の点検及び整備	・学校環境の安全点検	・夏季休業中の校舎内外の点検		・公共道路での歩き方（安全確認）	・通学路の確認	・校内の危険箇所の点検	・防災用具の点検、整備	・学区内の安全施設の確認	・通学路の安全確認、安全点検	
学校安全に関する組織活動	生	・春の交通安全週間での教職員保護者の街頭指導 ・見守り隊募集	・校外における児童の安全行動把握、情報交換		・地域パトロール	・秋の交通安全週間での教職員保護者の街頭指導				・見守り隊反省会 ・地域パトロール			見守り隊会議	
	防犯	・見守り隊募集	・校外における児童の安全行動把握、情報交換		・地域パトロール					・見守り隊反省会 ・地域パトロール				
	交	・春の交通安全週間での教職員保護者の街頭指導 ・見守り隊募集	・校外における児童の安全行動把握、情報交換		・地域パトロール	・秋の交通安全週間での教職員保護者の街頭指導				・見守り隊反省会 ・地域パトロール				
	災		・校外における児童の安全行動把握、情報交換		・地域パトロール					・地域パトロール				
研修			・エビペン使用法研修		・心臓蘇生法研修									

7. 非常災害時の職員の配備体制について

配備区分	配 備 時 期	時 間 外
		配 備 体 制 学 校 園
1号配備	災害発生のおそれがあるが、時間、規模等の推測が困難なとき <u>枚方市域で、震度5強</u>	2 名 (管理職)
2号配備	小規模の災害が発生したとき、またはそのおそれがあるとき <u>枚方市域で、震度5強</u>	2 名 (管理職)
3号配備	中規模の災害が発生したとき、またはそのおそれがあるとき <u>枚方市域で、震度5強</u>	約50%の職員 校長・教頭・教務主任・各分掌の長 学年主任・保健主事
4号配備	大規模の災害が発生し、または発生するおそれがあるとき <u>枚方市域で、震度6弱以上</u>	全 員

◆ 教職員の安否確認

全ての教職員は、事故・災害等の発生により非常参集体制が取られた場合は、自身の安否状況（自身及び家族の被災状況、自宅の被災状況等）について、メール又は電話により、管理職（校長又は教頭）に連絡する。

校長は、教頭に指示して、全教職員の安否情報を取りまとめるとともに、安否不明の教職員に対して安否確認の連絡を取る。また、安否不明又は被災により事故・災害等への対応が取れない教職員がいる場合は、必要に応じてその代理となるものを指名する。

◆ 緊急時の連絡先一覧

枚方市教育委員会 児童生徒課	050-7105-8048
交野警察署	072-891-1234
枚方消防署	072-852-9900
枚方東消防署（藤阪小管轄）	072-852-9999
枚方保健所	072-845-3151
市立ひらかた病院	072-847-2821